

# 会 議 録

## 1 会議名

令和6年度第2回吉川区地域協議会

## 2 会長挨拶

## 3 議題（公開・非公開の別）

・報告事項（公開）

（1）会長報告

（2）委員報告

（3）事務局報告

・協議事項（公開）

（1）自主的審議事項について

（2）その他

・その他（公開）

## 4 開催日時

令和6年6月20日（木）午後6時30分から午後8時21分まで

## 5 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

## 6 傍聴人の数

1人

## 7 非公開の理由

なし

## 8 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：上野達也、薄波和夫、太田和広、大滝健彦、斉藤崇人、関澤義男

田中久美子、田邊良子、新部嘉夫、橋爪隆之、武藤正、山岸晃一

・事務局：吉川区総合事務所

風間所長、山本次長、渡邊市民生活・福祉グループ長（教育・文化グル

ープ長兼務）、熊木総務・地域振興グループ副主幹

## 9 発言の内容（要旨）

### 【山本次長】

・会議の開会を宣言

・委員12人の出席を報告

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：上野委員

#### 【山岸会長】

- ・挨拶

#### 【山本次長】

- ・議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により山岸会長から議長を務めていただく。

#### 【山岸会長】

- ・次第3報告事項(1)会長報告であるが、私が出席したいくつかの会議の報告をする。最初に5月27日に吉川区地域福祉活動計画実施委員会について報告する。全区で活動計画を作っており、いよいよ吉川区でも区民の皆さんに配布する段階になった。お手元の「いきいきほほえみプラン実行計画」が区内全戸に配布される。ご覧いただき何か意見があれば、直接実施会長である薄波会長や橋爪副会長にお願いしたい。
- ・次に6月4日に吉川区青少年育成会議総会があった。令和5年度の事業報告、決算報告、花いっぱい運動事業報告と決算報告、令和6年度の事業計画、予算案、花いっぱい運動も事業計画、予算案の審議が行われた。その会議中、説明があったが、特別会計について、ある方のご厚意で多額の寄付を特別会計に入れ運用してきたが、残金も少なくなってきたとのことである。
- ・次に6月9日、朝8時30分から消防団吉川方面隊連合演習があった。上野方面隊長指揮のもと、全団員160人、勤め方も変わり、正職を持ちながら消防団活動をされている。本当にご苦労様と思う。規律などの環境が今の人には経験が少ない。消防団員の幹部の一部の方には話しているが、消防団の環境が今の人たちには経験が少ないので、アレルギーが出がちだ。市民として頼りになるのは、団体組織としては消防団。訓練を受けた団体組織ということで信頼、期待をしているところ。今回、上越市消防点検に旭分団が出場するというので、水出し訓練を見せていただいた。
- ・さらに6月15日に私が起こした頸北地区地域協議会正副会長会議を行った。前回と同様、会議の後市長にも同席いただき、懇談した。その中で、正副会長も前年と顔ぶれも変わったが、そのまま継続するかをお諮りし、継続することが決まった。また、この頸北地区地域協議会正副会長会議と総合事務所の関りについても、我々は決して私人ではない。非常勤の役職ではあるが、公的な立場で行う会議というこ

とで、今後とも総合事務所ではせめて連絡文書の配布くらいはお手伝いいただきたいということを市長にもお願いした。この間の地域協議会委員任命書交付式で地域政策課長も発言されたが、隣接する地域協議会同士が親睦を図ることは良いことなので進めてくださいという言葉があった。総合事務所にもお力添えを今後ともお願いしたい。それから、28区の会長会議がコロナもあって開かれていないため、早期開催要請をしたい。さらに、4区の委員研修会について、今年は吉川区が当番で委員全員の研修会を企画することとなっている。その中で、今回は地域自治推進プロジェクトがあるので、そちらを聞きたいということになった。例年であれば10月、11月の秋に開催していたが、早めてもらい、今回この推進プロジェクトについて4区全員で聞こうということで、総合事務所にも申し入れをしていて動いていただいている。

- ・以上4つの会議に出席したので報告させていただいた。

**【山岸会長】**

- ・次に柿崎病院後援会について橋爪委員から説明をお願いします。

**【橋爪委員】**

- ・本日、柿崎地区公民館で柿崎病院後援会理事会に出席した。私のほかに吉川区からあと5名出席していた。私のメモに誤りがあればご指摘いただきたい。

(橋爪委員、配布したメモにより説明)

**【山岸会長】**

- ・ほかに委員報告はあるか。なければ今ほどの報告について、ご質問、ご意見はあるか。

**【関澤委員】**

- ・会長から6月15日に頸北地区地域協議会正副会議が開催されたと報告があったが、案件がなくても月1回実施という形でなくて、何か問題があった時に実施するというものか。

**【山岸会長】**

- ・定期的にはではない。4区のどこの区でも良いが、事案があるので会議の開催を希望すれば開催する。前期は規約のようなものを作って渡したが、敢えてそこまでしないということになった。その中には、会議に関しては定期的には行わないが、研修会の当番区、今年は吉川区ということで今回私が声を上げ開催した。4区の研修会の当番区が会を開催するという事は、共通認識としてある。

#### 【関澤委員】

- ・地域協議会の基本的な考え方は、そこの地域のことについて、そこの地域協議会がやると。例えば我々は柿崎のことは云々しない、できないという形だが、先々回の頸北斎場については、これは廃止にはしてはいけないということで柿崎、吉川、大潟の3つの協議会が立ち上がって戦ったという過去の例がある。今回も何か一つの協議会では解決できないような案件については、やはり協力体制でやるべきだ。これは、会長への私の要望だか、何か困りごとがあったら、協力してやるという形でやってもらいたい。

#### 【山岸会長】

- ・まったくおっしゃるとおりで、頸北斎場廃止の時には、なぜ柿崎に斎場があるのかということを含めて、その時の委員が共有した事案であり、今後も4区がお互い情報交換しながらやっていきたい。因みに柿崎に県の産廃場の計画があるが、その件についても情報をいただきたいが、まだ正式に発表できないということで、話ができない。皆さんにお聞かせできる状況になれば、早めにお知らせしたい。今後とも、4区の正副会長会議で交流を持っていきたい。

#### 【山岸会長】

- ・ほかに質問・意見ないか。  
(発言なし)
- ・それでは、事務局報告をお願いします。

#### 【山本次長】

- ・事務局報告3点ある。まず初めに、地域自治の理想的な姿及び取組の方向性について風間所長から説明する。

#### 【風間所長】

- ・先週の6月13日、木曜日に市議会総務常任委員会所管事務調査が開催された。当日の資料は、郵送で、地域協議会委員の皆様には郵送されていることと思う。
- ・委員会の内容としては、地域自治推進プロジェクトの検討状況及び地域独自予算の経過措置の取り扱いについて、議会説明を行った。
- ・プロジェクトの検討状況については、後日、地域協議会委員の皆さんにご説明させていただく。
- ・また、地域独自の予算事業の経過措置については、これまで経過措置を適用している事業について、経過措置の期間を延長し、令和7年度の補助率を10分の9のまま

据え置くことに変更された。

- ・なお、この補助率の変更については、事業実施団体にも連絡済みである。
- ・細部資料の説明については、後日地域協議会の場で説明する。

【山本次長】

- ・次に新潟県立吉川高等特別支援学校後援会への役員選出を前回していただいたが、変更について渡邊教育・文化グループ長から説明させていただく。

【渡邊教育・文化グループ長】

- ・第1回目の地域協議会で各種団体への役員選出委員を決めていただいたが、新潟県立吉川高等支援学校後援会について理事と代議員の2名を選出していただき報告したところ、令和4年度の後援会総会で規約改正が行われ、令和5年度から代議員という役職がなくなったということだった。総合事務所にはこの規約改正の情報がなく、こちらの確認不足もあったため、これまで通り理事と代議員の2名を選出してしまった。大変申し訳なかった。代議員として選出いただいた新部委員には、事前に連絡させていただきお詫びさせていただいた。吉川高等特別支援学校については、理事として太田委員のみと訂正をお願いする。

【山本次長】

- ・3点目は私から、前回の地域協議会でご質問いただき確認した事項の回答について、説明する。
- ・まず質問事項1 地域を元気にするために必要な提案事業の撤廃理由について確認した回答である。「市では、地域の課題解決や活力向上を図るため、地域の実情に合った取組を更に実現する仕組みとして、令和5年度に地域独自の予算事業を創設した。地域独自の予算事業では、地域協議会で検討した取組を実施団体等と調整し提案することが可能であり、元気事業の仕組みと同等の提案が可能である。なお、地域独自の予算事業では活動を伴う取組（ソフト事業）が対象となるが、ソフト事業の実施に当たって、備品の整備や市の施設の修繕等が必要不可欠な場合にあっては、それらのハード事業も対象となる。」との回答である。
- ・続いて地域独自の予算事業の実施団体負担の見直しについての質問である。回答は、「令和6年度予算で実施されている事業についての見直しは行わない。令和7年度に実施する事業に関しては、6月13日の市議会総務常任委員会所管事務調査で報告したとおり、補助率の経過措置を適用している事業について、経過措置の期間を延長し、補助率の上限を10分の9のまま据え置くこととする。なお、新規事業の補助

率の上限は10分の7のまま変更はない。令和8年度以降の取扱いについては、地域自治推進プロジェクトの検討状況に合わせて考え方を整理する。」との内容である。

- ・3点目、地域協議会会長会議の開催については、「会長会議は、円滑な地域協議会の運営に向けて課題等の共有を図るとともに、地域協議会相互の連携を図ることを目的に開催している。今年度は、新たな取組として正副会長を対象としたファシリテーション研修を7月頃に実施する予定であり、この研修と同日に会長会議の開催を検討している。」との回答である。
- ・4番目、諮問の「あらかじめ」の考え方について、「令和6年1月に吉川区地域協議会から同様のご質問をいただいた際にお答えしており、あわせて委員改選の時にお配りした地域協議会委員の手引きにも記載しているとおりとなるのでご理解いただきたい。以下は、上越市地域協議会委員の手引き P12 からの引用になります。
- ・市長が決定した方針について、地域協議会に諮問します。
- ・市長が地域協議会に諮問するためには、まず方針を決定する必要があります。方針を決定するためには、事案に係る地域の住民から一定の理解や協力を得られている状態が望ましいことから、事案によって状況は異なりますが、地域協議会に諮問する前に、市長はその地域の住民への説明等を行うことがあります。なお、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の「市長は、(中略)あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。」における「あらかじめ」とは、市長が重要事項の方針を内部で決定した後のことであり、例えば、市議会の議決を要するものであれば、市長が方針を決定した後から市議会に上程する間の諮問となりますので、地域協議会が諮問前に市の方針決定に直接関わるものではありません。」という回答である。
- ・最後、5番目に地域協議会の意見を一つにまとめる必要があるのかということについて、「自主的な審議を経た上で提出いただく意見書については、市が市政での実現可能性等を検討することになるので、地域協議会の意見は委員の皆さんで相談し、一つにまとめていただくというのが基本であると考えている。地域の思いはこうであるという方向性でまとめた上でご提出いただきたい。また、諮問に対する答申に関しても、意見書同様、地域協議会としての意見をまとめていただきたいと考えており、意見がまとまらない場合は、「意見の集約ができないため、答申できない」といった意見を返していただくこととなる。」なお、このことに関しては委員の手引き8ページから12ページに記載がある。ご質問いただいた項目の回答は以上である。

【山岸会長】

- ・今ほど事務局報告があった。一つずつご意見、ご質問をいただきたい。最初の所長から報告があったことについて、意見、質問はないか。

【薄波副会長】

- ・説明は誰が行うのか。総合事務所の説明なのか、それとも地域政策課が来て説明するのか。

【風間所長】

- ・こちらの説明は、私が説明する予定である。

【薄波副会長】

- ・説明が二度手間にならないようにしたいと思うので、できれば地域政策課から来てもらい、直接その場で質問を受けて、答えてもらうのが一番早いと思う。

【山岸会長】

- ・私の方からも、4区の正副会長会議の中でも地域自治推進プロジェクトに関係するものについては、4区の研修会を、後ほど協議事項のその他で提起しようと思っていたが、関連するので今話す。事務方の方では、各協議会を回って説明という話もあるようだが、今の話では総合事務所長が説明すると言っている。しかし、やはりこれは地域政策課の課長が来て説明するのが筋だと思う。それにしても4区の研修会で一度に4区の委員全員が研修する中で説明していただくと、我々もスケジュール的にも助かるし、無駄がない。この辺はぜひ上の方につないでいただきたい。私も改めて部長にお願いしに行きたいと思っている。前回の独自の予算の時もお願いに行った。これもどういう対応をするのか聞いていないので4区の研修会で4区の地域協議会委員全員の前で質疑応答をお願いしたいということを強く申し入れたい。そのことをつないでおいていただきたい。

- ・ほかに質問ないか。

(質問なし)

- ・では、次の件は規約が変わっていたということだが、なぜ事前にわからなかったのか、連絡がなかったということか。残念だが仕方がない。
- ・では、もう一つの第1回目に出された委員の意見、質問の回答であるが、これについてご意見、ご質問ないか。

【関澤委員】

- ・地域独自の予算事業については、来年度（令和7年度）も地元負担1割で良いとい

うことだが、私も常日頃、今までは吉川区は約 560 万円が地域活動支援事業で、市がくれたのも同然、配布した訳であった。それが、いきなり地域独自の予算事業で、例えば 100 万円の事業であれば 10 万円も負担しなければならないということになれば、やりたくてもできない。そして、翌年になれば 2 割、3 割が団体負担ということで、少しこれを見直してもらいたいということで要望していた。来年度も 1 割負担ということになり、ある程度言っておいて良かったなと思っている。また、再来年度はどうなるかわからないが、実施する団体はほとんど金がない団体なので、とにかく市から全面援助してもらいたい。市の方へ意見書なり、要望書なりを出しておいた方が良いのではと私は思っている。皆さんと検討して、なるべく負担のない形にしてほしいと思っている。

#### 【山岸会長】

- ・ただ今、関澤委員から意見があった。ほかにないか。

(意見なし)

- ・では、私の方から。そもそも前期の任命式の時にもらった紫色のファイルに書いてあるのが、我々地域協議会の権限として自主的審議の末に意見書を提出、自主的審議の末に事業提案この 2 つの権限を持っている。これは、これに代わるものだと地域独自の予算を入れてきている。私は、全く違うものだと思っている。我々地域協議会が自主的審議の中で、「吉川区にとってこういう予算をもっとつけてもらわないといけない。この事業を前倒しで進めてもらわなければいけない。」とそういう協議がなされて、それで提案した場合にハードであろうが、ソフトであろうが関係なくやっていただくということを求めることができたのが我々のもともとの権限であった。これがすり替えられて、実施団体と協議し、さらに総合事務所と相談して上にあげてくれという話だ。しかも 1 割負担だ。地域活動支援事業の時の継続事業だと、去年は負担なしだったが、今年は 1 割負担、来年度は変わってきているが、私も関澤委員よりさらに強いことを言えば、極端な話、自分の資金がある団体しか事業申請できないような補助事業だ。これは 1 割負担しなさいということで、例えば 1 千万の事業を行う場合、100 万円自分で負担しなさいということだ。税の執行に関して不公平が生まれると私は思っている。どのみち申請しても財政課、最終的には市議会を通して採択されて初めて実行されるわけなので 1 割だの 2 割だのという必要はないと思う。我々の自主的審議の中で地域協議会がこういう事業を、この資金をとるという決議を自主的審議の中で出した場合に、それをそのまま上げられるのが我々の



権限だったはずだ。ところが、この回答にもあるようにそれに代わる内容になっている。私は、その認識は持てない。担当課に申し入れたいと思っている。これは28区の会長会議の時に申し上げたいと思っている。この辺は、私はとても呑めない。独自の予算があるからという話にはならない。我々の権限というのは、吉川区にとって何が一番有益なことか、何を進めなければならないのか、地域の住民が何を困っているのか、そこを我々が自主的審議の中で、こういうことを吉川区にとってやってもらいたいということを訴える立場のはずだ。それが1割だ、何割だという。しかも地域協議会が実行隊になれないのだから、実施団体と協議して、調整取ってやれという、それを私は論外だと思っている。これは、私としては納得のいかない回答だ。また、会長会議の前倒しをお願いしたい。7月という話があるが、7月のいつやるのか早めに日程を出してもらわないと困る。さらに4番目の「あらかじめ」について、これは地域協議会の権限で、前期の文言と若干変わっているが、今回の皆さんに配布されている紫色のファイルの中の委員の手引きを見ていただくと、第7条の2に「市の施策に関する重要事項の内、次に掲げる事項を決定し、または変更しようとする場合にあらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない」と、決めてから聞くのではない。「決定し」というのは、そこを言っているのだろうけど、私はそこを「決定し」と、条文の読み取り方なのだろうと思うが、その辺は事務方の方が長けているから、そのような言葉になってきているが、私は、この文面からすると、変更しようとする場合とまで謳っている。「決定し」と入っている。この「し」が非常に大きく、この回答にもかかっていると思う。「しようとする場合に」であるから、私はこっちの言葉を強く取りたい。「あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない」の「あらかじめ」が非常に重要だと思っている。我々は地域住民の代表者であるので、それぞれの地域、団体、組織の代表としてこの場に協議会委員として協議に臨んでいるわけで、この「あらかじめ」という言葉は非常に重いと思っている。この回答も私は呑めない。今後もやり取りさせてもらいたいと思っている。それから、5番目の「一つにまとめる」は、私が最初に質問した時に言ったものであるが、意見がまとまらないと何を求めているのかわからなくなると、事務方の方はまとめていただきたいというのはわかるが、多様な意見の創出の場が協議会の場面なので、オーレンプラザの時に高田の地域協議会が反対者と賛成者とあり、両方を併記していた。ひとつにまとめなければならないと事務方から返ってきた。しかし、地域協議会の検証委員会の学識者の方々に言わせれば、多様な意見の創出の

場なので、必ずしも一つの意見にまとめなければならないとは言っていない。ただ、事務方としてはどうしたら良いのとなるのだが、両方の意見を、まとめなければならないから意見を止めるとか、控えるとか一切ないようにしていただきたいと私は、委員にお願いしたい。1 回目の時に申し上げた私を除いた 11 人で決めることになるが、よくよく大事な案件については、良く協議した上で、事務方の一つにまとめてほしいという意向はわかるが、その辺を皆さんと協議させてもらいたい。できればもう一度、同じ答えが返ってこようが事務局に上の方につなげていただきたいと思うし、また全体会の時にも同じことを申し上げたいと思っている。私らは、住民の代表と思っている。吉川区の代表だ。単純計算で（人口）3 千何百人だから、一人当たり 300 人以上の票を持っているとお願いしたい。300 人の言葉を背負っている皆さんがどういう風に発言されるか、どう政策を出すかということは、非常に重いと思っているので、案件については、皆さんの意見をたくさん出していただいて審議していきたいと思っている。

#### 【関澤委員】

- ・2 番目の地域独自の予算について、今回提案された事業については、三和区が 1,500 万円近くの事業を出している。吉川区は 560 万円くらい、正式な数字はわからないが、各区で地域独自の予算を事務局と協議会と団体と一生懸命やっている区はものすごく伸びている。そして、何も関心のない区は出ない。ところが、そんなことを毎年やっていると独自の事業のばらつきが出てきて、総合事務所とうまくやっているとところと総合事務所の関心がないところとばらつきが出てくるのではないかと思う。今年地域独自の予算事業で不採択になった事業はなかったか。

#### 【風間所長】

- ・申請したものはすべて通っている。

#### 【関澤委員】

- ・ばらつきのあるのはいかなものか。上限を決めた方が良いのではないかと思う。

#### 【山岸会長】

- ・税の執行の公平感は否めないと思う。私が先ほど言った、潤沢な事業資金を持った団体しか手を上げられない。新規は 3 割負担で、金のかかる事業をやろうとすると 3 割の持ち出しがある。結局、資金を持っている団体しか申請できないし、関澤委員がおっしゃるように、手を挙げなかったところには税金が回ってこないという話になる。この不公平は、私は否めないと思う。これは、地域政策課にも言わなければ

ばいけないし、市議会の方にも是正するようお願いしたい。

【関澤委員】

- ・将来的にこれが続くと何かトラブルが起きてくるのではないかと思う。三和のある人に聞いたら、三和区はとにかく総合事務所と一般と協議会と…。

【山岸会長】

- ・関澤委員、ご不満の点は十分伝わっている。税の執行の不公平感が起きている現状がある。この補助金の在り方が問題になる。

【橋爪委員】

- ・会長の話の中でオーレンプラザは、高田地区の自主的審議の要望で出た建物か。

【山岸会長】

- ・そうではない。厚生南会館を使っていた方々が要望していたものである。前市長の選挙公約でもあった。高田に建つのなら、高田の地域協議会の案件なのだが、額が全然違う。これは全区に影響がある建物になるのではという話が当時あった。

【橋爪委員】

- ・結局、高田地区は諮問を受けたのか。

【山岸会長】

- ・そうだ。

【橋爪委員】

- ・私の意見としては、「一つにまとめなければならない。」という、地区で出た提案に対して地区で回答が並列するということはあるのかと、そうすると自主的要望になるのかと、諮問に対して回答するときは、並列は可能であり、自主審議に対して「一つにまとめられないと困る。」という意味ではないかと思う。

【山岸会長】

- ・おっしゃるとおり、諮問に対してということである。諮問に対してオーレンプラザの時は2つの回答をした。

【橋爪委員】

- ・それは、認められると思う。

【山岸会長】

- ・残念ながら、認められていない。私の認識では、差し戻しがあって再度協議してGoとなった。事務局違うか。

【風間所長】

- ・確認が必要だと思う。地域のことを地域の皆さんで考えてやっているのだから、地域協議会の思いというのは、たぶん一つなのだろうと思う。ただその中で、自主的審議は、皆さんの多数決になると思うが、地域の皆さんで考え、こうしたいというのが、多分意見書なり考え方が統一されるというのが基本だと思う。続いて諮問については、意見がまとまらない場合、「意見がまとまらない。」という回答はあると思う。それは、それでよいということでの回答である。基本は、ひとつにまとまって全体で地域としてだめだということであれば、答申はだめで結構であるし、良いということであれば、良いという答申になる。ここで、2つの意見がまとまらない場合、「意見の集約ができないため、答申できない」という答申は、これはこれでまとまらないということ返していただければ良いということを手引きに書いてある。

**【山岸会長】**

- ・私の記憶では、反対者の数の方が、決を取ったら多かった。ただ、地域協議会として二つの意見を挙げた。多数決で反対が多かったが、賛成者もあるので、数的に大きな差はなかったのかもしれないが、地域協議会の回答として両方出した。そうしたら、色々あって、最終的には反対でなく賛成の方の、公約ですからということで押し切られたという風に私は認識している。これに関しては、地域協議会の検証委員会の意見もあるので、その文書を皆さんに見てもらいたい。吉川区にそういう案件があるかもしれないが、その時には私なら多分併記はしないと思う。しかし、高田の地域協議会は併記した。

**【橋爪委員】**

- ・市から来た諮問に対しての意見の並列は、私は悪くない。ただし、吉川区としてこういう事業をやりたいと言ったときに並列という意見はないのかなと、これはやりたいのだという意見しかないのかと。

**【山岸会長】**

- ・おっしゃるとおりだ。
- ・オーレンプラザの時は、諮問に対する答申に対してである。繰り返しになるが、併記された。多数決では建設反対だった。地域協議会では。だけど併記してあった。

**【山岸会長】**

- ・ほかにいかがか。報告事項は以上。4. 協議事項に移る。
- ・協議事項（1）自主的審議事項について、この件については先回の会議で次回以降に協議することとした。皆さんと新たな事項について審議する前に、前期の地域協

議会における自主的審議事項の取扱いを協議したい。前期の協議会では5つの自主的審議事項について、今期の地域協議会に引き続き審議をしてほしいという結論を出した。5つすべてをやるかどうか、皆さんにお決めいただきたい。事務局から説明をお願いします。

**【熊木副主幹】**

(資料 No. 1、資料 No. 2 により説明)

**【山岸会長】**

- ・今ほど説明があったが、引き続き審議をお願いしたいというのは、4つだったかと思う。公民館を含む地域活動の促進と施設の有効活用について、今年度、源と竹直、来年度は旭分館が対象で協議するという事になっている。地区公民館分館の部分であるので引き続き協議が必要かと思うが、どうかということになる。若者の移住・定住に関しても前期は私もメンバーだったが、移住されてきた方々と意見交換させていただいた。先進地視察も行ったが、今後とも人口減少等々あるので、継続するかどうか。尾神周辺の観光振興と道の駅の活性化、こちらも住民アンケートや小中学生へのアンケートでも顕著に吉川の魅力に何があるかの問いに対して認識が高く、活性化の要因になると思っているので、継続するかどうか。今ほど事務局から説明があったが、皆さんにこの中から引き続きやっていくかどうか審議する前に、皆さんによく考えてもらいたい。改めて次回にお聞きしたい。ご質問があれば、受けたい。

**【太田委員】**

- ・何年前に源地域生涯学習センターをどうするかということで、地域の結論は出ているような気がするが、その話ではないのか。

**【山岸会長】**

- ・事務局をお願いします。

**【山本次長】**

- ・おそらく太田委員のおっしゃっているのは、適正配置計画を作る際に地域に出向いて話をさせていただいたことであると思う。今回、実施の年度が来ているので、実施に対して地域の皆さんに計画通り進めることでよいかということを確認に伺う。源地区で言うと、分館と生涯学習センターが地域へ貸付または譲渡という計画になっている。

**【山岸会長】**

- ・この公民館分館に関しては、我々の意見書も出したが、地域協議会が分館ごとの懇談会に社会教育課の宮崎参事に説明をお願いした。地域の結論が出ているかのようにになっているが、私らが求めているのは、地域の交流の場ということだけでなく、公民館という名前が付く以上、公民館事業というのが国の規定で決まっている。それをこなしていないというのが、現状であって、今まで申し訳ないが何をやってきたのかという話で、「いや、あれもやっています。これもやっています。」というやり取りがあったが、要するにそれを集会場に移す、避難所はどうする、投票所はどうする色々あるが、それを整理したい行政側と実際協議していただくのが、今年度は源と竹直で、来年度は旭ということになるので、どうしても私たちが地域に出向いて話をしても、「古くなったね、使っていないね。」と言われると、「そうだよ。」と「こんなの残されたって困る。」とここで結論が出る。そうでない。では、そこを無くしたらどこで代替をやるのか、今までやらなかった公民館事業は、どんなことをやるのか、どこでやるのかという話がなかった。有効利用も含めて、今後公民館活動をどういうふうにやって行くのかということ突き詰めていかなくてはいけないということで、継続審議をしていかなければならないと思っている。地区公民館とも話をしたが、吉川地区公民館は、図書室の隣に事務所があるが、本来なら公民館は常駐の職員がそこにいて、窓口業務といろいろなことをやる。それと、調理施設、図書館、集会場、それらを完備していなければならない。それが本来の公民館だ。吉川地区公民館は、施設が点在しているが、公民館と話をしたときは、できれば機能が一つにならないかという話をもらって、それを今回の意見書に盛り込んだが、結果はこういうことだ。今後、吉川区の公民館事業をどう進めていくか、確かに人口は減っていて、旗を振っても誰も寄らないということで、それで良いのか。本当に地域が集う場所が無くなって、一番近いところの町内会の集会場で良いのか、私は疑問に思っている。継続審議をお願いしたいと思っている。ほかにいかがか。

(発言なし)

**【山岸会長】**

- ・では、ないようですので、今後どうするかというのは次回にお願いしたい。

**【山本次長】**

- ・補足をお願いしたい。今、会長からも説明があり十分ご理解いただいたと思うが、前期の協議会委員が最後の協議会において、今ほど説明した前期の自主的審議事項について、引き続き次期の地域協議会の皆さんに審議をしていただきたいという意

向であった。それで、今回の地域協議会で引き継ぐかということは、最終決定権は今の協議会の皆さんにあるので、一つ一つ説明します。

**【山岸会長】**

- ・そこは私たちが決めるので結構だ。
- ・皆さんの方で良ければ、次の協議事項（２）その他に移る。先ほど、挨拶でも申し上げたが、４区の研修会の時期を早めて、地域自治推進プロジェクトについて、地域政策課から来てもらって聞きたいと申し入れしてある。その辺について事務局、どういう反応があったか、聞かせていただきたい。

**【風間所長】**

- ・そちらについては、各総合事務所で説明するという回答があった。

**【山岸会長】**

- ・ということだが、我々正副会長会議の中では、ぜひ４区合同の中で、一括で説明していただきたい。総合事務所長が説明するのではなく、ちゃんと所轄の課長クラス以上が来てしっかり説明するべきではないか。皆さんの手元に地域協議会の在り方も含めて色々ある。総務常任委員会が地域協議会委員にもアンケートを取っているが、私はまだディスカッションが足りないと思っている。この辺を２８区会長会議の中でも言いたいと思っているが、申し訳ないが総合事務所長のレベルではなく、所轄の課長クラスが来て、しっかり委員全員に質疑応答しながら説明するべきと思っている。したがって近々部長に会いに行くつもりだ。
- ・もう一つ私から協議していただきたいこととして、８名の方が新規で協議会委員に選任されている。任命書交付式の時も説明があった。この間第１回目の協議会の時も事務局から説明があった。多分、皆さんこの２回ですべてを理解しているとは思わないので、勉強会で協議会委員の任務とか権限とか諸々。それから私が先ほど申し上げた検証委員会の部分も含めて、検証委員会が出している総合事務所とはどうあるべきか、地域協議会委員とはどうあるべきかというのがあるので、皆さんと共有したいと思っているので、勉強会をお願いしたいと思っている。来月の上旬に勉強会をお願いして良いか、ご意見をいただきたい。いかがか。

**【上野委員】**

- ・ぜひ行ってもらいたいと思うが、リージョンプラザの任命書交付式の時も終わってから説明があったが、正直良くわからないので、ぜひ勉強会を開いてもらいたいと思う。

【山岸会長】

- ・ほかにいかがか。では異論がないようなので、勉強会をお願いしたいと思う。日取りと時間であるが、来月の上旬とと思っている。平日が良いのか、土日とか週末が良いのか、いかがか。良ければ事務局と相談して提案するが良いか。

(発言なし)

- ・では、そのように進めさせていただく。
- ・ほかに皆さんから協議事項ないか。

(発言なし)

- ・では、5.その他に移る。皆さんの方でなければ、事務局にお願いする。

【山本次長】

(地区別懇談会の案内)

【熊木副主幹】

(委員連絡用メールアドレスについて)

(地域協議会だよりの原稿提出のお願い)

【山岸会長】

- ・意見、質問はないか
- ・地区別懇談会にぜひご出席いただきたい。
- ・次回の協議会の日程をお願いする。第3木曜日の7月18日18時30分からお願いする。
- ・薄波副会長に閉会の挨拶をお願いする。

【薄波副会長】

- ・以上で第2回吉川区地域協議会を閉会とする。

10 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-548-2311 (内線 213)

E-mail : [yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp)

11 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。